

源泉所得税の改正のあらまし



日比租税条約関係



平成 20 年 12 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、日本国とフィリピン共和国との間の租税条約（以下、「租税条約」といいます。）の内容を部分的に改める「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書」（以下「改正議定書」といいます。）が平成 20 年 12 月 5 日に発効し、日本の源泉所得税については平成 21 年 1 月 1 日から適用開始されることになりました。

この改正議定書は、配当、利子、使用料の支払に対する源泉地国課税を軽減するとともに、みなし外国税額控除を将来的に廃止する内容となっています。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

（注） このパンフレットは、平成 20 年 12 月 5 日現在の法令に基づいて作成しています。

1 改正議定書では、配当、利子、使用料に対する源泉地国における課税が軽減されました。

日本・フィリピン両国間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料に対する源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減されました。

【配当】

		改 正 前		改 正 後	
配 当	親子会社間配当	持株割合 25%以上で一定の要件を満たすもの	10%	持株割合 10%以上で一定の要件を満たすもの	10%
	上記以外の配当		25%		15%

(1) 改正前の租税条約（以下「現行条約」といいます。）では、源泉地国における限度税率は、受益者が配当の支払の日に先立つ 6 ヶ月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権のある株式又は発行済株式の 25%以上を直接に所有する法人である場合には 10%、それ以外の配当については 25%とされています。

(2) 改正議定書では、源泉地国における限度税率は、受益者が配当の支払の日に先立つ 6 ヶ月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権のある株式又は発行済株式の 10%以上を直接に所有する法人である場合には 10%、それ以外の配当については 15%とされました。

【利子】

		改正前	改正後
利子	公債、債券、社債の利子	10%	10%
	その他の利子	15%	

- 現行条約では、利子の源泉地国における限度税率は、公債、債券、社債の利子については10%、その他の利子については15%とされています。
- 改正議定書では、利子の源泉地国における限度税率は、10%とされました。

【使用料】

		改正前	改正後
使用料	映画フィルム、ラジオ又はテレビ放送用のフィルム又はテープに係る使用料	15%	15% (変更なし)
	その他の使用料	25%	10%

- 現行条約では、使用料の源泉地国における限度税率は、映画フィルムの使用又は使用の権利及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープの使用又は使用の権利に対して支払われるものである場合には15%、その他のすべての場合には25%とされています。
- 改正議定書では、その他のすべての場合の使用料の源泉地国における限度税率は、10%とされました。

2 改正議定書では、みなし外国税額控除の規定が将来廃止されることとされました。

- 現行条約では、日本の居住者が、条約の規定に従いフィリピンにおいて納付する租税の額は、日本において課される租税の額から控除することとされていますが、この控除の適用上、フィリピンの投資奨励法令の下における一定の法人から受け取る配当、利子及び使用料並びに公債、債券及び社債の利子についての租税の額は、一定の税率（配当については20%、利子及び使用料については15%）で支払われたものとみなすこととされています（みなし外国税額控除）。
- 改正議定書では、課税の公平性や中立性の観点から、このみなし外国税額控除の規定に10年間の適用期限を設け、将来的に廃止することとされました。具体的には、この規定は平成31年1月1日以後に開始する各課税年度において、日本の居住者が取得する所得については、適用されません。なお、その間において、みなし外国税額控除の適用範囲を改正後の日比租税条約で限度税率が適用される配当、利子及び使用料に拡大することとされました。

3 改正議定書は、源泉所得税については、平成21年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

改正議定書は、日本の源泉所得税については、平成21年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成21年1月1日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成21年1月1日以後であるものについて適用されます。

(参考)

改正議定書は、日本の源泉徴収がされない所得に対する租税に関しては平成21年1月1日以後に開始する各課税年度の所得から適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署におたずねください。



この社会あなたの税が生きている